

活動計画上の留意事項

1. 旅行業法

助成活動の実施にあたっては、旅行業法等に抵触することがないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を行うようご注意ください。

2. 保険加入

活動の内容によっては、参加者に傷害保険への加入を義務づけるなどの対策を講じてください。

3. 印刷物の著作権

募集案内等各種印刷物の作成にあたっては、著作権を侵害することがないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を行うようご注意ください。

4. 費用対効果

費用対効果の観点から、必要最小限の費用をもって最大限の成果・効果が得られるように努めてください。



※上記事項の他、P.12~13の交付の条件も参照してください。

交流を目的とする活動の分野での申請について

交流を目的とする活動の分野の場合は、
下記についてプログラム内容に明確に記入してください。

- ①誰と誰の交流を目的とした活動なのか
- ②意図的な交流の仕組みについて

オンラインでの活動について

子どもゆめ基金では、オンラインを利用した活動については、以下の条件を満たしているものについて、審査の視点に基づき審査をしております。

ただし自然体験活動及び読書活動については、子どもを対象とした活動は原則としてお認めしません。

- (1) 実際に集合して行う活動と同程度の目的やねらいを達成できること
- (2) テレビ会議システム等で双方向につながっていること
- (3) 実技を伴う活動は安全に行えるよう配慮すること

新型コロナウイルス感染予防対策について

新型コロナウイルス感染予防対策及びコロナ禍における安全・安心な体験活動等の推進のため以下の経費を助成の対象とします。

《助成対象》

対象物品：**消毒にかかるもの、マスク、体温計、PCR検査キット、抗原検査キット**

上記の物品に対し、**助成対象経費の2割を上限**に助成します。

《留意点》

- ①活動に参加するスタッフ（講師含む）、参加者分のみの検査数に限ります。購入分ではないのでご注意ください。
- ②病院やコロナ検査センター等での診断費用は対象とはしません。
- ③今後の新型コロナウイルス感染症をとりまく環境が大きく変化した場合は、助成対象経費から除外すること等があります。

【参考】新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて

○文部科学省【業種別ガイドライン】

※下記リンクより各業種のホームページを参照できます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00028.html

○（公社）日本キャンプ協会

<https://camping.or.jp/covid-19/14463.html>

○（一社）日本環境教育学会

<https://www.jsfee.jp/general/411>

○（一社）日本オートキャンプ協会

<https://www.autocamp.or.jp/guidline-camping-site2/?p=9871>

公共施設の業務委託や指定管理を受けている場合について

施設の設置者が、国又は地方公共団体等の場合



当該業務委託や指定管理の業務内の活動は、助成の対象となりません。

※場合によっては、協定書や事業報告書等の提出を求め、業務委託や指定管理業務内ではないことを確認することがあります。